

# **第1章**

## **計画の策定にあたって**

## 1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化・核家族化の進展を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっています。

国では、子どもと子育てをめぐる様々な問題に対応するため、市町村に諸計画の策定やそれに基づく取組を促してきました。「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）では、次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定が市町村に義務付けられました。「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法（平成 24 年）では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に提供することが市町村の責務とされ、提供体制の確保を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。「改正母子保健法」（平成 28 年）では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター（法律上は母子健康包括支援センター）の設置が市町村の努力義務とされました。「改正子どもの貧困対策推進法」（令和元年）では、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策計画」を策定することが市町村の努力義務とされました。

小金井市ではこれまで、これらの国の動向を踏まえるとともに、「子どもの権利に関する条例」（平成 21 年）に基づく子どもの権利保障を推進するため、子どもと子育て支援に関する様々な取組を実施してきました。「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」（平成 27 年。以下「前計画」という。）では、「子どもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、市など多様な主体が連携し、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。しかしながら、依然、子どもの育ちや子育てに困難を抱える家庭は存在し、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要であることに変わりはありません。

このような状況を踏まえ、小金井市は、「元気な子どもたちの笑顔があふれるまち」を目指し、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。本計画では、前計画の基本理念を継承するとともに、基本理念を実現するための基本的な視点と基本目標に基づき、子ども・子育て支援を推進していきます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、小金井市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として、最上位計画である「小金井しあわせプラン」の個別計画に位置付けられるものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の次世代育成支援地域行動計画、子どもの貧困対策推進法第9条第2項に基づく子どもの貧困対策計画、児童福祉法第56条の4の2の市町村整備計画、母子保健計画、子どもの権利に関する条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画を包含するものであり、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合を図りながら推進するものとして定めています。

### ■対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳※
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）							
のびゆくこどもプラン 小金井							

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

### ■関連計画及び根拠法令等との関係について

#### ■上位計画

#### 小金井しあわせプラン（基本構想・基本計画）

#### ■関連計画等

- 小金井市保健福祉総合計画
- 明日の小金井教育プラン
- 小金井市生涯学習推進計画
- など

#### ■根拠法令等

- 子ども・子育て関連3法
- 次世代育成支援対策推進法
- 児童福祉法
- 母子保健法
- 健やか親子21（第2次）
- 子どもの貧困対策推進法
- 子どもの権利に関する条例

#### のびゆく こどもプラン 小金井 (第2期小金井市 子ども・子育て支援 事業計画)

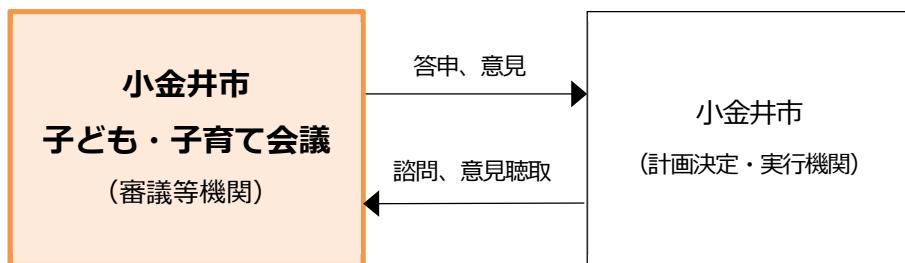
### 3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
				のびゆくこどもプラン 小金井 (小金井市子ども・子育て支援事業計画)		のびゆくこどもプラン 小金井 (第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)				
				第4次小金井市基本構想		第5次小金井市基本構想				
				後期小金井市基本計画		前期小金井市基本計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている合議制の機関として「小金井市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



## 5 基本理念

小金井市は、「のびゆくこどもプラン 小金井」の目指す方向性として、次の基本理念を継承していきます。

**子どもの幸福と権利保障を第一として、**

**小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと**

子どもを生み育てることは、社会や地域にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に子どもは、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。まさに子どもは、私たち※の未来です。

子どもの笑顔は、私たちに明るく輝かしい未来を確信させます。しかし、その一方で、いろいろな問題を抱えた多くの子育て・子育ちの状況があることも現実であり、その姿は大人社会の問題点を映し出す鏡でもあります。

「子育て」と「子育ち」は、子どもの成長・発達において「車の両輪」のようなものです。小金井市では平成21年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもは「子育て」の対象であるとともに、自ら伸びやかに育っていく「子育ち」の主体者でもあることを明らかにしています。

そこで、下記の点を踏まえ、市は子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進し、市民、団体及び事業者等と連携して取り組みます。

- 子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。また、自分の意思を伝え、受け止められること、より良い環境で育ち育てられることを願っています。
- 私たちは、子どもが様々な人とのふれあいややめたかな環境に恵まれ、心と体の調和をとりながら、自立した一人の人間へと成長、発達していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。
- 私たちは、子どもが心からやすらげる安全な環境で、ゆたかな人間性を育み、成長していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。
- 私たちは、子どもがゆたかな自然や文化にふれ、平等に保育・教育を受けて学び発達するなかで、自分の意見を表明し、地域社会に参加し、自己実現していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。
- 私たちは、妊娠・出産・子育てに対する負担や不安、子育ての孤立感をやわらげることができるように、地域の中での仲間づくりや助け合いを進め、ゆたかなつながりの中で保護者が子どもとともに成長し、子育ての喜びを感じられるよう、家庭を支えていきます。
- 私たちは、子どもに関わるすべての諸組織との結びつきを深め、地域社会全体で、多様化する子育て・子育ちを見守り、支えていきます。
- 私たちは、子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されずに、一人ひとりが夢や希望をもって育つよう、生活や取り巻く環境に応じて支えていきます。
- 私たちは、未来に向かって育っていく子どもとともにゆたかな地域社会を作り、私たちのまちの子育て・子育ち環境を切れ目なく整えていきます。

※ 小金井市における様々な活動の主体である市、市民、団体及び事業者全体を指す。

## 6 基本的な視点と目標

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、基本理念を実現するために小金井市は、次の三つの基本的な視点と六つの基本目標をたて、子ども・子育て支援を引き続き推進していきます。

### 基本的視点 1 子どもの育ちを支えます

あらゆるところで子どもの最善の利益を考慮し、子どもの安心・安全を守るため早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実させるとともに、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます。また、子どもの意思が尊重される体験や子どもの居場所・交流の場の充実を図るなど、ゆたかな体験と仲間づくりを支援します。

基本目標 1. 子どもの安心・安全を守ります

基本目標 2. 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます

### 基本的視点 2 子育て家庭を支えます

家庭がやすらぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるよう、社会全体で子育て家庭を支え、様々なニーズに応じた支援をします。また、ひとり親家庭、特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）とその家庭、外国籍の子どもとその家庭などにも、きめ細やかな支援を推進します。

基本目標 3. 子どもを生み育てる家庭を支援します

基本目標 4. 子育ち、子育てに困難を抱える家庭を支援します

### 基本的視点 3 次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます

子どもは人や自然との関わりの中で育ち、子どもを育む地域は家庭を包む大きな社会です。地域の様々な人々が安心して、楽しく、ゆたかな子育ち、子育てができるようなまちを目指して、次世代の小金井市民を育てていく地域環境を整備していきます。

基本目標 5. 地域の子育ち環境を整えます

基本目標 6. 地域の子育て環境を整えます

## 7 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性

### (1) 子どもの権利の尊重

小金井市では「小金井市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）が平成21年3月に制定されました。子育て支援サービス等により影響を受けるのは子ども自身であるという視点から、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重され、健やかに成長できるよう十分に配慮していくことが必要です。

子どもの権利の尊重に関しては、子どもの権利条例に対する認知度が低いことと、子どもオンブズパーソンが実施に至っていないことなどが、前計画から継続する課題となっています。

#### 【方向性】

今後も、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、本計画を、子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、子どもの権利条例について引き続き広く周知を図るなど、子どもの権利条例の推進を図り、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます。

また、子どもの安心・安全を守るため、子どもオンブズパーソンをはじめ、早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実します。

### (2) 地域のニーズに応じた多様な教育（幼稚園）・保育の充実

社会環境の変化から、仕事と子育ての両立を希望する保護者を支援する子育て環境の充実が求められています。小金井市ではこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、認可保育所の新設や定員拡充等に取り組み、待機児童数は前計画策定当時に比べかなり改善されているものの、まだ待機児童解消には至っていません。子どもの成長・発達を支え、子どもの育ちを保障するためにも、待機児童解消が急務となっています。

一方で、市内の幼稚園の減少により、幼稚園の入園を希望されても、身近な地域での選択肢に限りがあるなど、市外の施設を利用する実態もあります。

子どもの健やかな成長を第一に考えるとともに、利用者の意向を十分に踏まえ、地域の施設に通える体制の整備は必要です。

#### 【方向性】

上記の状況を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

待機児童の解消を解決しなければならない喫緊の課題ととらえ、受入れ体制の拡充に取り組みます。

- 認可保育所の新設、定員拡大などの取組
- 地域型保育事業、認証保育所など多様な保育サービスの充実
- 認可外保育施設の認可化や小規模保育事業への移行等支援
- 認定こども園の新設、認定こども園や新制度幼稚園への移行支援などの取組
- 潜在的需要を勘案したうえでの計画的な拡充

多様化する教育（幼稚園）ニーズに対して、地域の施設による受入れに取り組みます。

- 教育・保育が一体的に提供できる認定こども園制度の活用
- 既存施設が認定こども園へ移行する際の受入れ体制づくり
- 保育施設の整備等による認定区分に応じた適切な施設利用の推進

利用者の就労形態や生活スタイルの多様化に合わせ、多様な保育サービスを展開します。

- 幼稚園の預かり保育、長時間延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、夜間保育、休日保育、障がい児保育等の充実
- 保護者のワーク・ライフ・バランスを考慮した、多様な預かりサービスの提供

保護者が安心して子どもを預けられるよう、情報提供を充実し、円滑にサービスを利用できるよう取り組みます。併せて、教育・保育の質の向上に取り組みます。

- 教育（幼稚園）・保育サービスに関する積極的な情報提供
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育の質のガイドライン等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、幼稚園教諭、保育士の専門性の向上
- 一定の質が確保されたサービスの提供を保障するために、幼稚園教諭、保育士に対する研修体制の充実

### （3）地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの居場所は、地域のすべての子どもに配慮されている必要があります。就労家庭に限らず、すべての子どもが安心して過ごし、遊び、活動できる安全な場所が必要となっています。子ども同士の関わりが薄くなっているとともに、子どもと大人との交流機会も少なくなっている中で、子どもの生活圏を踏まえた、多様な子どもの居場所づくり、大人との交流の場づくりが必要となっています。

#### 【方向性】

今後、子ども自身の育つ権利を保障しながら、子どもたちがのびのびと自由に遊べ、仲間や異世代が気軽に集まり交流でき、安全で安心な居場所づくりを、家庭・地域・教育関係者・市が協働して進める必要があり、これら関係者の連携強化の仕組みづくりに取り組みます。

子どもの活動場所の拡大に取り組みます。

- 「新・放課後子ども総合プラン」による放課後の居場所づくりの充実
- 子ども食堂の支援や子どもの居場所推進事業の実施など、多様な居場所づくりの推進
- 地域での子どもの居場所の拡大、NPO・民間の子ども活動支援プログラム等、地域の多様な社会資源の積極的な活用を検討

子どもの居場所の推進体制を整備します。

- 子どもの居場所に関するネットワークづくり
- 関係者による子どもの居場所のあり方の継続的検討

#### (4) 支援が必要な子ども・家庭への援助促進と連携強化

少子高齢化、情報化、核家族化等を背景とした価値観の多様化が進む一方、貧困や格差の広がりから、社会の仕組みから取り残されていく人たちの問題が深刻化しています。一方、平成28年の児童福祉法等の一部改正では、子どもの権利に関する条約に基づき、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が理念として明確化されました。

このような状況を踏まえ、多様な課題を持つ子どもが力を育み伸ばせるように、子どもの健やかな成長をともに支える社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）が必要となります。ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークを充実させていく必要があります。

##### 【方向性】

上記の状況を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

##### ①切れ目のない支援

市は、妊娠・出産・子育て期を通して、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、関係機関をコーディネートしていく必要があります。

平成28年に「母子保健法」が改正され、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置が市町村の努力義務となり、同年の「日本一億総活躍プラン」では、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととされました。

現在市では、母子保健を担当する健康課と、子育て期に係る支援を行っている子ども家庭支援センターを保健センター内に併設しており、密に連携を図っているところですが、今後は令和2年度中の子育て世代包括支援センター機能設置に向け、更なる連携強化や支援施策の充実に向けた取組を進めています。

##### ②児童虐待の対策

わが国の児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成30年度には約16万件で、5年前と比べ2倍以上となっています。また、児童虐待により年間60人以上の子どもの命が失われています。国は、すべての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すとしています。

市は、子ども家庭支援センターを中心に、行政の各部門、児童相談所、地域の関係機関等と設置している「小金井市要保護児童対策地域協議会」の連携・調整機能を強化し、子どもの立場から環境の改善が必要な家庭への支援を進めています。

##### ③特別に支援が必要な子どもに対する支援

近年、発達障がいには早期の発見や療育支援が大切との考えが広がっています。特に成長発達過程にある子どもに対しては、成長による変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の正しい理解とともに、市や子ども医療療育センターをはじめとする相談支援機関等における適切

な支援が必要となります。

市では、発達支援事業の構築に向けて検討を行い、平成25年10月に身近な地域の子どもとその家族の支援拠点として小金井市児童発達支援センター「きらり」を開設しました。

市は、特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）の保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面ににおいて関係機関と継続して連携できるよう、支援策を強化していきます。

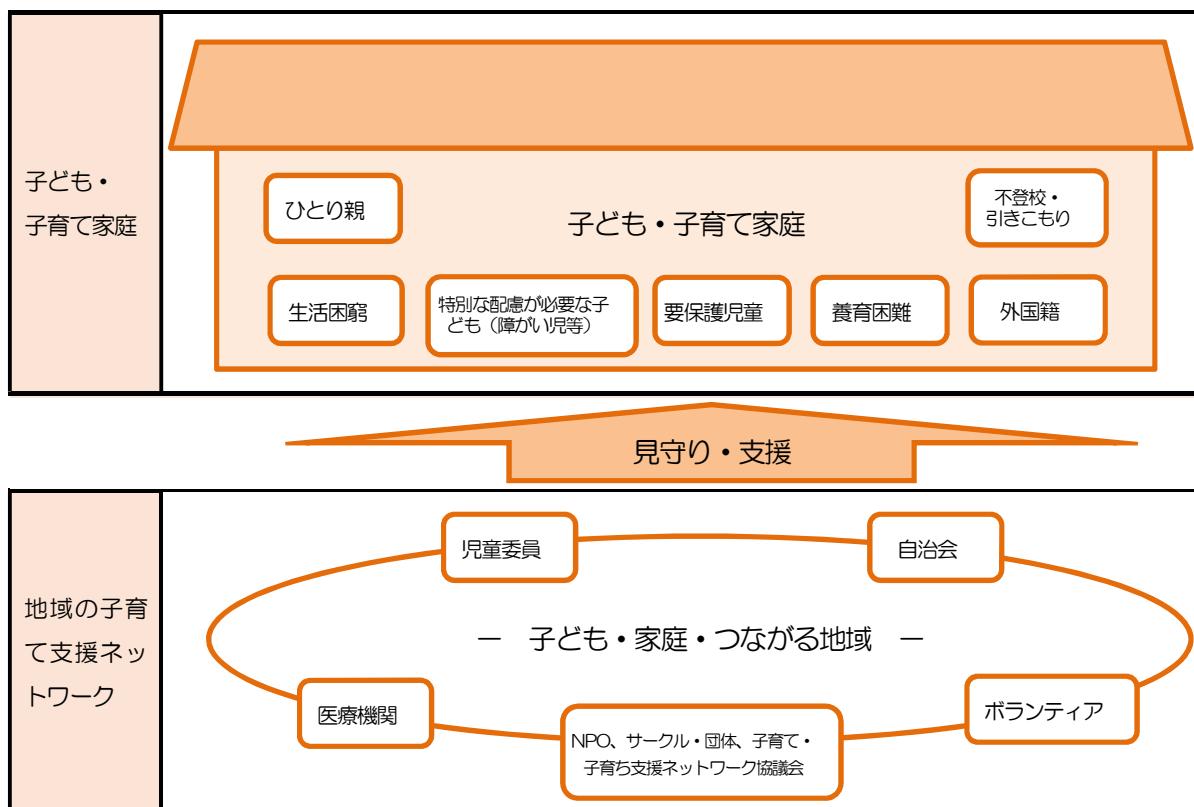
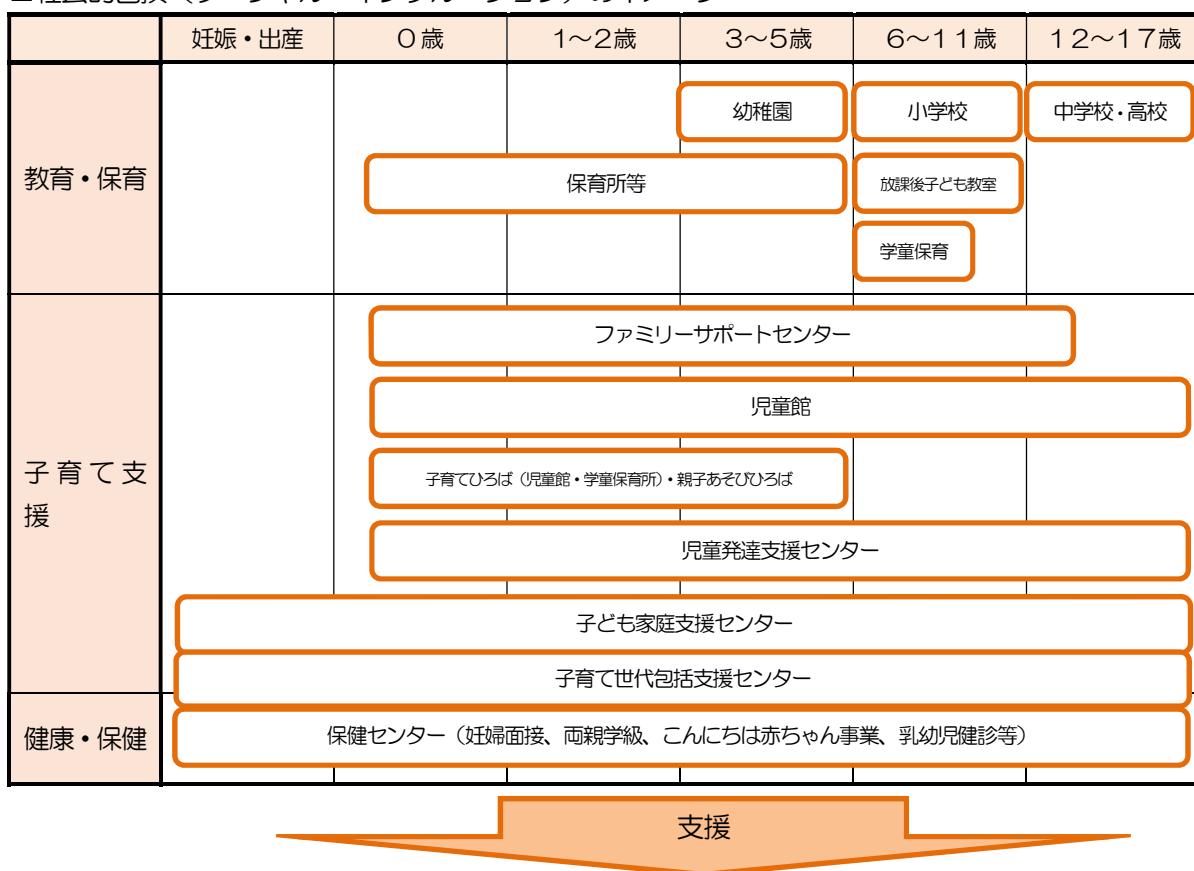
#### ④子どもの貧困対策

平成27年の国の報告によると、直近の子どもの相対的貧困率は13.9%であり、17歳以下の子どものうち7人に1人が相対的貧困の状態にあります。また、子どもの相対的貧困率は1990年代半ば以降、おおむね上昇傾向にあります。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に「子どもの貧困対策推進法」を施行するとともに、同年8月には子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいます。また、令和元年には、「子どもの貧困対策推進法」が改正され、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策計画を策定することが市町村の努力義務とされました。

市ではこれまでに、子どもの教育や生活支援、保護者の就労支援、家庭の経済的支援等子どもの貧困対策に係る取組を行ってきましたが、本計画を子どもの貧困対策計画と位置付け、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

■社会的包摶（ソーシャル・インクルージョン）のイメージ



## (5) 子育て環境満足度の向上

市は、少子高齢化、生産年齢人口の減少といった社会的潮流の中にあっても、子どもを産み、育て、子育ちに関わるすべての人たちを支援し、子育て環境に対する満足度を向上していく必要があります。

子育て環境に対する満足度は多様な観点から表出されるのですが、平成30年度に実施したニーズ調査では、「子育ての環境や支援への満足度」に関して、平成25年度結果に比べ、一定の改善が見られたものの、まだまだ満足度が高いとはいえない状況にあります。なお、25～39歳と0～4歳の年齢層における転入・転出状況は、平成28年度以降、転入超過傾向にあります。

### 【方向性】

小金井市の子育て環境の強みとして、子ども・子育てに関する市民活動が盛んで、地域人材も豊富であること、都心へのアクセスの良さにもかかわらず、都立公園、国分寺崖線、野川など自然が豊かであること、大学など多数の教育機関があることなどがあげられます。これらの強みを活かしながら、子ども・子育て支援施策を推進することにより、子育て環境満足度の一層の向上を図り、子育て世代から魅力的なまちづくりを進めていきます。